

広報 たまかわ

2020
No.646
6

<http://www.vill.tamakawa.fukushima.jp>



学校再開！友だちと元気に登校する児童たち

登校時のスクールバスから続々と降車する玉一小児童

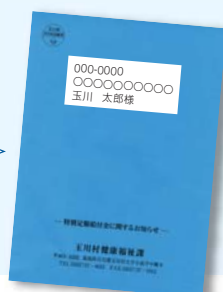
申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策「特別定額給付金」

1 申請案内

- 令和2年4月27日（月）現在の世帯主の方へ申請書類を送付済みです。同封の「特別定額給付金のお知らせ」に沿って申請してください。

※申請書類は右の封筒に封入してお届けしております。
（A4版用紙が折らずに入るサイズ）



2 給付対象者

- 基準日（令和2年4月27日）において、玉川村の住民基本台帳に記録されている者で、受給権者は、その者の属する世帯主となります。

3 給付額

- 世帯構成員／1人につき 10 万円

4 申請手続

- 感染拡大防止の観点から、給付金の申請は以下のどちらかの方法で申請してください。
- 給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座へ振り込みによって行います。
※やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を行います。

（1）郵送申請

村が受給権者宛てに郵送した申請書に振込口座を記入し、振込口座の確認書類（通帳等の写し）と本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等の写し）を返信用封筒に同封して村に返送してください。

※記入の仕方は、同封の記入例を参照してください。

（2）オンライン申請（マイナンバーカード所持者のみ利用可能）

受給権者（世帯主）は、国が運営するオンラインサービスマイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から、世帯主及び世帯員の情報並びに振込先口座情報などを入力した上で、振込先口座情報の確認書類をアップロードし、電子申請をしてください。※電子署名により本人確認を実施しますので、本人確認書類は不要となります。

5 申請期限

- 令和2年8月14日（金）
※各市町村により異なります。
- ※期限が過ぎると申請ができなくなりますのでご注意ください。

6 特別定額給付金に関する相談窓口

受付
時間

午前8時30分から午後5時15分まで
（土、日、祝日を除く）

相談
窓口

玉川村健康福祉課 ☎0247-57-4623

新しい生活様式

新型コロナウイルス感染拡大防止のために新しい取り組みへ！

新たな新型コロナウイルス感染症患者が減少し始め、福島県では5月15日に緊急事態措置が解除されました。しかしながら、新型コロナウイルスとの闘いは長期戦となることが見込まれ、再度、感染が拡大する可能性が十分にある状況です。

これ以上の感染拡大を防止するために、厚生労働省から公表された「新しい生活様式」の定着をお願いします。

1. 一人ひとりの基本的感染対策

● 感染防止の3つの基本

①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m) 空ける。
- ☐ 遊びにいくなら、屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)

● 移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

2. 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒
- ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- ☐ 毎朝体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

3. 日常生活の各場面別の生活様式

● 買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数のすいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

● 公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も服用する

● 食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

● 冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

● 娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離がオンライン

4. 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務
- ☐ 時差通勤でゆったりと
- ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン
- ☐ 名刺交換はオンライン
- ☐ 対面での打合せは換気とマスク

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度

◎個人向け

玉川村新型コロナウイルス感染症経済対策 商店活性化・住民生活応援事業概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、玉川村内の経済活動が停滞しており、全村民に商品券を配付し、消費喚起を促すことにより商店等の活性化及び村民生活の支援を図ります。

1. 給付対象者

給付対象者は、基準日（令和2年5月31日）において、住民基本台帳に記録されている方
受給者は対象者が所属する世帯の「世帯主」となります。

2. 給付額

給付対象者 1 人につき 2,000 円分の玉川村内
商店等で利用できる商品券

3. 配付方法・配付日

【配付方法】 郵送（書留）により世帯主へ送付

【配付日】 令和2年6月5日に発送

4. 商品券の利用可能店・使用期限

【利用可能店】

村内の約 90 店を予定

（利用可能店一覧は商品券と同封します。）

【使用期限】

令和2年11月30日まで

問い合わせ先 玉川村産業振興課 商工観光係 0247-57-4629

◎事業者向け

玉川村新型コロナウイルス感染症経済対策 感染拡大防止事業

- 中小企業等に対し、営業等を持続するために新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、予防対策（飛散防止、消毒等）を講じたものに給付金を交付します。

1. 対象事業者 次の①から④の要件に該当する事業者

①中小企業等（中小企業者、小規模事業者及び
個人事業者）であって、村内で事業を営んで
いる者、若しくは村内に住所を有し、村外で
事業を営んでいる者（農業・林業は除く）

②新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に
取り組んでいる者

③玉川村税等を滞納していない者

④玉川村暴力団排除条例第2条第1号から第3
号までに該当しない者

2. 給付額及び給付限度額

一事業者あたり3万円

3. 申請時提出書類

①申請書（※玉川村商工会に準備しております。また
は、玉川村ホームページからダウンロードできます。）

②通帳の写し

4. 申請期間

令和2年6月3日から令和2年7月末日まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前9時から午後5時まで

5. 申請書提出先・提出方法

【提出先】

玉川村商工会

【提出方法】

申請書類に必要書類を添付し申請（郵送可）

【郵送先】

玉川村商工会 〒963-6312

玉川村大字小高字中畷7-1

※「密閉」「密集」「密接」の3密回避のため、
郵送によらない場合は予め申請書に必要な事
項をご記入のうえご持参頂きますようご理
解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 玉川村商工会 0247-57-2250

◎事業者向け

玉川村新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 経営支援事業概要

●新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が急減した中小企業等に対し、経営持続の支援のため給付金を交付します。

1. 対象事業者

次の①から④の要件に該当する事業者

- ①中小企業等（中小企業者、小規模事業者及び個人事業者）であって、村内で事業を営んでいる者、若しくは村内に住所を有し、村外で事業を営んでいる者（農業・林業は除く）
- ②玉川村税等を滞納していない者
- ③玉川村暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しない者
- ④売上高が前年同月比で30%以上減少した者

$$\text{減少率} = \frac{\text{前年同月の売上高} - \text{最近1か月間の売上高}}{\text{前年同月の売上高}} \times 100$$

2. 対象となる月

令和2年4月から8月までの5ヶ月

3. 給付額及び給付限度額

【売上給付】

- ①ひと月あたりの給付限度額は4万円。
(月4万円×5ヶ月＝給付額最大20万円)

【家賃給付】

- ①建屋（店舗等）、土地（店舗敷地等）を賃貸借している場合は、家賃の50%を給付。
(給付額千円未満は切り捨て)
- ②ひと月あたりの給付限度額は4万円。
(月4万円×5ヶ月＝給付額最大20万円)
※月毎、複数月どちらでも申請可能。

4. 申請時提出書類

- ①申請書（※玉川村商工会に準備しております。または、玉川村ホームページからダウンロードできます。）
- ②最近1か月の売上高等の実績が確認できる書類
(売上台帳等)
- ③最新の確定申告書、決算報告書、法人事業概要説明書等の写し
- ④建屋若しくは土地の賃貸借契約書の写し
(家賃給付に該当する方のみ)
- ⑤通帳の写し

5. 申請期間

令和2年6月8日から令和2年10月末日まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
午前9時から午後5時まで

6. 事前予約

6月5日から事前予約受付開始
※「密閉」「密集」「密接」の3密回避のため、
申請にあたっては事前予約についてご理解
とご協力をお願いします。
玉川村商工会 0247-57-2250

7. 申請書提出先・提出方法

【提出先】

玉川村商工会

【提出方法】

事前予約のうえ、申請書類に必要書類を添
付し申請（郵送可）

【郵送先】

玉川村商工会
〒963-6312 玉川村大字小高字中畷7-1

問い合わせ先 玉川村商工会 0247-57-2250

持続化給付金について

◎事業者向け

「持続化給付金」は、新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者（個人事業主・フリーランス、中小企業、中堅企業）の事業継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金です。5月1日より申請受付が開始されております。

持続化交付金の概要

- 事業全般に広く使える現金が最大 200 万円支給されます。
- 対象者は、売上が前年同月比で 50%以上減少している方
- 給付上限は、法人（中堅・中小・小規模）200 万円、個人事業主（フリーランス含む）100 万円

申請要領等について

- 申請書要領等が経済産業省ホームページに公開されております。

福島県新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金・支援金について

◎事業者向け

事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、福島県の要請や協力依頼に応じて、施設の休止や営業時間の短縮にご協力いただいた法人及び個人事業主の皆様に対し、協力金・支援金を交付されます。

事業概要

1. 交付要件

(1) 協力金

- 県の要請や協力依頼に応じて、緊急事態措置の期間のうち少なくとも4月28日（火）から5月6日（水）までの間、県内の施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じていること。
- 令和2年4月20日（月）以前に事業を開始しており、営業実態が確認できること。
- 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

(2) 支援金

- 5月7日（木）以降も継続して休業要請等に応じて施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じ、事業再開に向けて感染防止の対策に取り組んでいること。

2. 交付額

- (1) 協力金 10 万円から 30 万円 県内の事業所を1か所賃借していれば20万円、複数箇所を賃借していれば30万円
- (2) 支援金協力金に加えて一律10万円

3. 申請に必要な書類

- 申請書（休業期間、法人番号（法人に限る）等を記載）及び営業実態が確認できる書類（例：直近の確定申告書の写し等）
- 休業の状況が確認できる書類（例：休業期間を周知するホームページや店頭ポスター、DM等の写しなど）

4. 申請受付期間

令和2年5月15日（金）から令和2年7月31日（金）まで

5. 申請手続

(1) 電子申請

福島県新型コロナ感染症拡大防止協力金申請専用ポータルサイトから申請

(2) 郵送

〒960-8043 福島市中町1-19 福島中町郵便局留
福島県休業協力金事務局宛（7月31日（金）の消印有効）

6. 問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症に関する「福島県休業協力金」の専用相談窓口（コールセンター）

● 電話 024-521-8575

● 受付時間 9時30分から17時30分まで
（5月15日より開始 土日祝日も受付）

7. 玉川村からのお知らせ

村では、本事業に係る申請書を次のとおり配布しております。

- ①平日 8時30分から17時15分まで（産業振興課窓口）
- ②土日祝日 8時30分から17時15分まで（日直対応）



先生と元気にあいさつを交わす児童（須釜小）

村内小中学校が再開

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、4月21日から臨時休校となっていた村内の小中学校が、国の緊急事態宣言の解除や県の方針を受け、5月20日から一斉に再開しました。

再開日を待ちわびていた子どもたちは、元気よく登校し、再び友人たちと学校生活が送れることを喜んでいました。

各学校では、感染症予防対策として、マスクの着用やアルコール消毒、手洗いの指導などを徹底して行っています。

子どもたちのウイルス感染予防のために

（株）ナカジマがマスクを寄付

5月27日、自動車販売整備業の株式会社ナカジマ（石川町）の中島徹代表取締役と熊田重俊統括本部長が役場を訪れ、マスク2,000枚を寄付しました。

中島代表取締役は「こども園や村内小中学校に通う子どもたちの感染予防に役立ててください。」と村長に手渡し、村長は「学校も再開され、まだまだマスクが必要な状況です。大変ありがとうございます。」と礼を述べました。

頂いたマスクは、こども園や村内小中学校に届けられ、感染症予防に活用させていただきます。



右から熊田統括本部長とマスクを手渡す中島代表取締役



右から事務局の湯田晋介さん、佐藤明青年部長、岩谷会長

新型コロナウイルス対策支援を要望

玉川村商工会が要望書を提出

5月21日、玉川村商工会の岩谷幸雄会長らが役場を訪れ「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う要望書」を提出しました。

岩谷会長らは、村長に新型コロナウイルスの影響により、経営にダメージを受けている村内企業の現状を説明し、補助金の助成や事業に係る税の納期限の猶予などを要望しました。

村長は「中小企業などの経営を維持し、更には活性化も必要です。これから村独自の支援策などを検討していきます。」と伝えました。

緑の募金

みなさんのご協力ありがとうございました

玉川一小と須釜小の代表児童が役場を訪れ「緑化のために役立ててください」と、それぞれ募金活動により集められた緑の募金を寄贈しました。

今年4月から5月までの期間で行われた「緑の募金」は、村内の各家庭や事業所、学校等からご協力をいただきました。

募金は、国土緑化推進機構へ納入され、村内各小中学校緑化推進事業に活用されます。

ご協力、ありがとうございました。



玉川一小緑の少年団の児童たち



須釜小の児童たち



美肌と食べ物の関係!?



紫外線の気になる季節になりました。

皆さんの紫外線対策は大丈夫ですか？

顔や首、手などに見られるシミやシワなどの原因はいろいろありますが、ほとんどが紫外線によるものだと言われています。

食事によるシミ対策として有効な成分に“ビタミンC”があります。ビタミンCは肌の新陳代謝を高め、シミの原因となるメラニンの生成を抑える働きがあります。

6月は「食育月間」です。

家族そろって一緒に食べる。

家族みんなで「いただきます」「ごちそうさま」を大きな声で言ってみる。

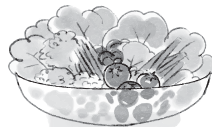
プランターで野菜の苗を育ててみる。ミニトマトがおススメ。

**ほんの少し「食べること」を
振り返ってみませんか？**

◆ ビタミンCを多く含む食品

◎果物：アセロラ・キウイ・いちご・ブルーベリーなど

◎野菜：ブロッコリー・パプリカ・ピーマン・モロヘイヤ・ゴーヤ・ほうれん草・パセリ・ジャガイモなど



●ビタミンCは熱に弱く加熱すると壊れてしまうので、生食できるものは生で食べたほうがよいです。

♪玉川村特産の“さるなし”にも“ビタミンC”がたくさん含まれています♪

▶問い合わせ先：村健康福祉課 ☎57-4623



クックちゃん文庫から お知らせ

【クックちゃん文庫(公民館内) ☎57-4632】 ★今月の新着オススメ本

《クックちゃん文庫のご利用案内》

新型コロナウイルス感染予防対策として、利用者の皆様にご協力をお願いします。



- 体調不良（発熱・倦怠感・せき）の場合、入室を控えてください。
- マスクの着用をお願いします。
- 入室の際は「アルコール消毒」で手指消毒を行ってください。
- 30分以内の利用とし、密集をしないようご協力ください。

利用は資料の貸出と返却のみになります。
電話での予約サービスを行っております。
火曜日から日曜日 10:00～18:00

▶問い合わせ先：村公民館 ☎57-4632

クスノキの番人 東野 圭吾 著

その木に祈れば、願いが叶うと言われているクスノキ。

その番人を任された青年と、クスノキのもとへ祈念に訪れる人々の織りなす物語。

罪を犯し逮捕されてしまった玲斗は、突然あらわれた弁護士に依頼人の命令を聞くなら釈放してやると言われる。依頼人の待つ場所へ向かうと、年配の女性が待っていた。千舟と名乗るその女性は「あなたにしてもらいたいこと、それはクスノキの番人です」という。



ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー ブレイディみかこ 著

優等生の「ぼく」が通い始めたのは、人種も貧富もごちゃまぜのイカした「元・底辺中学校」だった。ただでさえ思春期ってやつなのに、毎日が事件の連続だ。

人種差別丸出しの美少年、ジェンダーに悩むサッカー小僧。時には貧富の差でギスギスしたり、アイデンティティに悩んだり。世界の縮図のような日常を、思春期真っ只中の息子とパンクな母ちゃんの著者は、ともに考え悩み乗り越えていく。



お知らせ

Information

- 総務課
57-4621
- 住民課
57-4624
- 須釜支所
57-2061
- 税務課
57-4622
- 会計室
57-4625
- 健康福祉課
57-4623
- 保健センター
37-1024
- 産業振興課
57-4627
57-4629
- 農業委員会
57-4628
- 地域整備課
57-4626
57-4631
- 議会事務局
57-4630
- 教育委員会
57-4633
- 公民館
(文化体育館)
57-4632

放送大学 10月生募集のお知らせ

放送大学は、令和2年10月入学生を募集しています。

10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学んでいます。

テレビで授業を行っているだけでなく、その授業をインターネットで好きなときに受講することもできます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。卒業すれば学士の学位を取得できます。

全国にミニキャンパスと呼ばれる学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。資料を無料で差し上げていますので、お気軽にお問い合わせください。

▼出願期間

第1回募集 8月31日まで
第2回募集 9月15日まで

▼問い合わせ先

放送大学福島学習センター
024-921-7471

災害の被災者支援のための 法律相談のお知らせ

平成28年4月1日より「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(被災ローン減免制度)」の運用が開始されています。

これは、自然災害で被災した影響により、住宅ローンなどの債務の支払いが困難となった方について、一定の要件のもとに、住宅ローン等の債務減額や免除が認められる制度です。この制度による債務整理は、破産などの法的手続きにより債務整理を行う場合と比較して、①手元に残せる現金等の範囲が広い、②債務整理をしたことが信用情報として登録されない、

③弁護士等の専門家の支援を無料で受けることができるなど、メリットがあります。制度の詳細は、運営機関のホームページ(<http://www.dgl.or.jp/>)を参照してください。

制度の利用にあたっては、はじめに借入残高が最も多い金融機関にご相談いただき、債務整理手続きの着手についての同意書を受けた上で、福島県弁護士会に対し、登録支援専門家弁護士の委嘱を申請してください。

【委嘱申請の受付窓口】

福島弁護士会事務局
(福島市山下町4-24)

024-534-1233 4

【災害無料電話法律相談先】

▼受付時間(平日)

午後2時から午後4時まで

024-534-1121 1

024-925-6511 1

024-6125-0455

※つながりにくい場合があります。予めご容赦ください。

消防職員募集のお知らせ

須賀川地方広域消防組合では、令和3年度採用の消防職員(高校卒程度)を次により募集します。

▼募集職種 消防職

▼採用予定人員 5名程度

※救急救命士の資格を有している方または資格取得予定の方の積極的な応募をお願いします。

▼受付期間

6月22日(月)から
8月7日(金)まで

▼受験資格

平成5年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者(学歴は問いません)

▼身体の基準

・身長：おおむね155cm以上
・視力(矯正視力含む)：両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること
・色覚：赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること
・聴力：左右とも正常であること

■試験期日及び場所

1次試験 9月27日(日)

須賀川市役所

2次試験 11月上旬予定
(1次試験合格者のみ)

須賀川地方広域消防本部

▼試験内容

第1次試験：教養試験、適性検査、作文
第2次試験：口述試験、健康診断、体力試験

▼申込用紙

須賀川地方広域消防本部総務課、各消防署(分署等)または管内の市町村役場総務課で受け取ることができます。

詳しくは、須賀川地方広域消防組合のホームページをご覧ください。

▼申し込み・問い合わせ先

須賀川地方広域消防本部
総務課職員係

024-817-6131 12

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の免除申請が可能です！

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

1. 対象となる方

以下のいずれにも該当する方が対象になります。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少
令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。
- (2) 所得が相当程度まで下がった場合
令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準または学生納付特例基準相当になることが見込まれる方。

2. 申請の対象となる期間

令和2年2月分から令和2年6月分まで
(※令和2年7月以降は、改めて申請が必要です。)

3. 申請に必要なもの

- (1) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- (2) 所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))

4. 申請方法

国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。申請書の提出先は、住所地の市役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。

5. 問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル：TEL/0570-003-004
月～金曜日 午前8時30分から午後7時まで
第2土曜日 午前9時30分から午後4時まで

新型コロナウイルス
感染症の影響による

「村税の徴収猶予の特例制度」

地方税法の改正により、徴収猶予の特例制度が施行されました。

新型コロナウイルス感染症の影響により納期限内に村税を納めることが困難な場合に申請により徴収の猶予を受けることができます。

●徴収猶予の特例制度とは…

猶予を受けることにより、納期限後1年猶予を受け、延滞金がかからず、担保の提供も不要となり納税できる制度です。税金の納付そのものが免除されたり、納付した税金が還付されたりするものではありません。

(1) 対象となる方

以下の①②のいずれも満たす納税者(個人)・特別徴収義務者(法人等)の方

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。

(2) 対象となる村税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人村県民税、法人村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
※上記のうち、すでに納期限が過ぎている未納の村税等についても、遡ってこの特例を利用することができます。

(3) 猶予期間

猶予を受けることができる期間は、各納期限の翌日から1年の範囲となります。

(4) 延滞金及び担保について

特例猶予については、延滞金は全額免除となります。担保の提供も不要です。

(5) 申請期限

令和2年6月30日、又は、納期限のいずれか遅い日まで

(6) 申請に際しては

特例申請書の他に、収入の減少等の内容を確認するため収入額のわかるものや財産収支等提出いただく必要がありますが、提出が難しい場合は口頭聞取りにより行う場合もあります。申請を希望される方は、税務課までご相談ください。

▶ 問い合わせ先：村税務課 ☎57-4622

※『介護保険料』、『後期高齢者医療保険料』についても徴収の猶予が受けられます。詳細は下記までお問い合わせください。

▶ 問い合わせ先 ● 介護保険料については 「村保健センター ☎57-1024」
● 後期高齢者医療保険料については 「村健康福祉課 ☎57-4623」

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○令和2年度・3年度の保険料率が決定しました

保険料率は、県内の後期高齢者に係る過去2年間の医療費をもとに、2年ごとに見直しを行っています。
令和2年度・令和3年度の保険料率は次のとおりです。
今年度の保険料の決定通知書は8月に送付する予定です。



○令和2年度の後期高齢者医療制度の保険料の軽減措置が変わります。

〈令和2年度の均等割額軽減措置について〉

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が基準額以下の場合、下記の通り均等割額は軽減されます。
本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乘せして軽減(8.5割、9割)されてきましたが、令和元年度から、段階的に見直しを行っています。
また、5割軽減と2割軽減の所得基準が拡大されます。

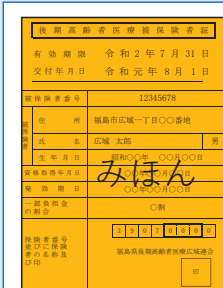
軽減割合			同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
令和元年度	令和2年度	令和3年度	
8.5割	7.75割	7割	【33万円】以下の場合
8割 (H30以前9割)	7割	7割	【33万円】以下で、世帯内の全被保険者それぞれの公的年金収入が80万円以下(その他の各種所得がない)の場合
5割	5割	5割	【33万円+28.5万円*3×被保険者数】以下の場合 *3変更前の額28万円
2割	2割	2割	【33万円+52万円*4×被保険者数】以下の場合 *4変更前の額51万円

8月1日から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

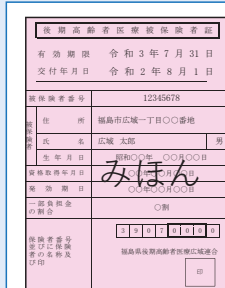
新しい被保険者証は、7月下旬に個人宛に郵送されます。被保険者証が届いたら、住所や名前を確認してください。間違いがあるときは、新しい被保険者証(ピンク色)と身分証明書(免許証等)をお持ちのうえ、村健康福祉課までお越しください。

なお、現在お使いの被保険者証(オレンジ色)は、令和2年7月31日で有効期限が切れるため、使用できなくなります。以前の被保険者証(オレンジ色)は、村健康福祉課(4番窓口)又は須釜支所へ返却してください。

▶問い合わせ先 村健康福祉課 国民健康保険係 ☎57-4623



オレンジ色の被保険者証は7月31日を過ぎてから返却してください。



ピンク色の被保険者証は8月1日から使用できます。

レジ袋有料化

2020年7月1日スタート

環境問題
解決の
第一歩

レジ袋削減にご協力下さい



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

【レジ袋有料化に関する問合せ先】

事業者向け

0570-000930

消費者向け

0570-080180

プラスチックは、非常に便利な素材です。成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあります。私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制していく必要があります。

このような状況を踏まえ、令和2年7月1日より、全国でプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋の有料化を行うこととなりました。これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

皆さんも、レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩く等、できるところからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

制度概要などの
詳細はこちら



玉川村観光物産協会

たまかわさんぽ

玉川村
観光物産
協会



ひさしぶりだから
ちょっと遠出
しようか



四辻新田 東野の清流

阿武隈山系の西斜面、標高 500m の
高地に位置し、清流のせせりぎが心地よい
真夏もひんやり 涼やかポイント

清流から 旧四辻分校へ
めぐるルートがあるよ

※年に数回
散策会が
行なわれています



航空写真だと
グランド
ピクニックに見える!



旧四辻分校

2004年閉校
2006年廃校

ギンヨウソウ
別名:
コウライタケモ
清流に咲き
ます



ニッコウキスゲ

パッと目立つあざやかなキいろ
山の奥地でひっそり咲きます



*本道に迷子になるので、ガイドが
で、山奥に入るのはやめましょう

※今年度の散策会の開催は未定です。

お誕生おめでとうございます (5月届出分)

地区名	出生児氏名	保護者名
蒜 生	白 坂 琉 叶	颯 斗
南須釜	宗 像 碧 斗	涼

おくやみ申し上げます (5月届出分)

地区名	死 亡 者	世帯主名
蒜 生	大 竹 邦 夫	邦 夫
岩法寺	佐久間 正 治	正 美
竜 崎	湯 澤 一 雄	英 一
〃	湯 澤 口 ク	重 男
南須釜	榊 枝 ミサ子	舞 子
北須釜	草 野 リ イ	リ イ
〃	小 針 隆 吉	隆 一
〃	関 根 ケ サ	良 吉

寄付ありがとうございます

次の方々から社会福祉活動資金として寄付をいただきました。厚く御礼申し上げます。

(村社会福祉協議会：5月受領分)

小 高	関 根 一 夫	様
岩法寺	佐久間 正 美	様
竜 崎	湯 澤 英 一	様
〃	湯 澤 重 男	様
北須釜	草 野 利 男	様
〃	小 針 隆 一	様
〃	関 根 良 吉	様
須賀川市	吉 田 金 雄	様

6月1日現在の村のようす (前月比)

世帯数	2,152 戸	(± 0 戸)
人 口	6,450 人	(- 15 人)
男	3,220 人	(- 6 人)
女	3,230 人	(- 9 人)

《お盆前のトイレの汲取り》 申込みはお早めに!!

お盆前は、トイレの汲取りが大変込み合います。

お盆前『8月13日(木)』までに汲取りを希望される方は、**7月22日(水)午後5時まで**にお申し込みください。
※期限を過ぎた申込み分の汲取りは、8月17日(月)以降になります。

8月14日(金)は休みとなり、17日(月)から通常業務となります。

▶申し込み先 村住民課 環境衛生係 ☎57-4624

「健康の駅たまかわ健康増進ルーム」 利用再開のお知らせ

6月1日より健康の駅たまかわ健康増進ルームの利用が再開となりました。
ぜひご利用ください。

▶問い合わせ先：村保健センター ☎37-1024

「玉川夏祭り及びたまかわ水合戦」 開催中止のお知らせ

8月に開催予定の「玉川夏祭り及びたまかわ水合戦」は、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、中止となりました。

▶問い合わせ先：玉川村商工会 ☎57-2250

マスクの寄付ありがとうございます!

次の方々からマスクの寄付をいただきました。

頂いたマスクは、こども園と村内小中学校へ届けられ、子どもたちのウイルス感染症予防に活用させていただきます。

- 4月23日 石井商店(小高) 2,000枚
- 4月28日 夢工房(南須釜) 1,000枚

文芸 literature

さるなし俳句会五月句会吟詠
老鶯の声を背らにひと日過ぐ由記
北斗七星まだ現れず遅日かな春恵
木の芽時亡き夫思う夕餉かな真知
連日のコロナ報道青葉風今朝
春マスク花柄もある登校日公
アマビエも多忙となりし春疾風美枝
春月を映して揺らぐ水鏡仁美
鯉のぼり風の親子を遊ばせて剛

日	月	火	水	木	金	土
◆玉川村虐待防止センター専用ダイヤル ☎080-5220-4623 ※毎日24時間体制で虐待にかかわる通報(連絡)や相談を受け付けています。	●休日当番医の診療時間は、午前8:30～午後4:30までとなっています。 ※須賀川地区の在宅当番医は、須賀川市保健センター内の休日夜間急病診療所で診察しています。 ☎0248-76-2980 須賀川市諏訪町67-1	粗大ゴミ 申込・収集 申込先 きらきクリーンセンター TEL 26-7500 FAX 26-7800	1 ●(元)レクダンス教室 (13:30就改) 延長窓口(～19:00) 資源ゴミ:西部 不燃ゴミ:東部	2 ●(元)ラージボール卓球 (9:30～11:30文体)	3 ●(元)3Bたいそう教室 (9:30～11:00文体) ●(元)プール教室 (矢吹温水プール13:30) 燃えるゴミ	4
5 (休医)とりこえ整形外科クリニック(石川町)	6 ●いきいき教室 (13:30保セ) ●クックちゃん文庫休館日 ●体育施設定期休場日	7 ●(元)ヨガ教室 (19:15～文体) ●(元)バドミントン (19:00～文体) 燃えるゴミ	8 延長窓口(～19:00) 資源ゴミ:東部 不燃ゴミ:西部	9 ●すくすくクラブ (10:30保セ) ●(元)げんきUP教室 (13:30～15:00文体) ●(元)トレーニング教室 (19:00～文体)	10 ●2歳児歯科クリニック (13:00保セ) ●4歳児歯科クリニック (13:30保セ) 燃えるゴミ	11
12 (休医)ひらた中央病院(平田村)	13 ●クックちゃん文庫休館日 ●体育施設定期休場日	14 ●(元)フラダンス教室 (9:30～文体) ●(元)バドミントン (19:00～文体) ●(元)フットサル教室 (19:00～体セ) 燃えるゴミ	15 ●3～4か月児健診 (13:30公立岩瀬病院) ●(元)レクダンス教室 (13:30就改) 延長窓口(～19:00) 資源ゴミ:西部 不燃ゴミ:東部	16	17 ●(元)3Bたいそう教室 (9:30～11:00文体) ●(元)プール教室 (矢吹温水プール13:30) 燃えるゴミ	18 ●認定こども園クックの森 夏まつり
19 (休医)ひらた中央病院(平田村)	20 ●クックちゃん文庫休館日 ●体育施設定期休場日	21 ●(元)ヨガ教室 (19:15～文体) ●(元)バドミントン (19:00～文体) 燃えるゴミ	22 延長窓口(～19:00) 資源ゴミ:東部 不燃ゴミ:西部	23 海の日 (休医)ひらた中央病院(平田村)	24 スポーツの日 (休医)ひらた中央病院(平田村)	25
26 (休医)大野診療所(石川町)	27 ●いきいき教室 (13:30保セ) ●クックちゃん文庫休館日 ●体育施設定期休場日	28 ●(元)フラダンス教室 (9:30～文体) ●(元)バドミントン (19:00～文体) ●(元)フットサル教室 (19:00～体セ) 燃えるゴミ	29 延長窓口(～19:00) 資源ゴミ:西部 不燃ゴミ:東部	30 ●すくすくクラブ (10:30保セ) ●(元)げんきUP教室 (13:30～15:00文体) ●(元)トレーニング教室 (19:00～文体)	31 ●小中学校第1学期終業式 ●認定こども園クックの森 第1学期終業式 燃えるゴミ	◆防災行政無線の放送内容の問い合わせ 防災行政無線で放送した内容が下記の電話番号からお聞きいただけます。 ※村ホームページには放送内容が文字情報として掲載されています。 ☎0247-57-2815

※予定は変更になる場合がありますので、ご了承ください。

- (休医)・休日当番医
- (元)・元気スポーツクラブ
- 文体・文化体育館
- クラブ・文化体育館クラブハウス
- 保セ・保健センター
- 健た・健康の駅たまかわ
- 村グ・村民グランド
- 就改・就業改善センター
- 村体・村民体育館
- 体セ・体育センター



地域おこし協力隊のSNS登録は

玉川村でブルーベリー狩りが楽しめるのは、コバケンファームと佐久間ブルーベリー農園です。詳細は、地域おこし協力隊SNSをご覧ください。

さるなしの花が咲き始めました。四辻地区の方は6月中旬まで花が楽しめます。これから旬の果物はブルーベリー。去年、生産者さんに10個くらい手のひらに乗せたブルーベリーを頼る食べ方を教えてもらい感動しました。摘みたての瑞々しいブルーベリーの美味しさは格別です！



摘みたてブルーベリーが盛りだくさんのタルト

地域おこし
協力隊だより

広報紙に掲載された写真が欲しい方は
総務課広報広聴係(57-4621)まで



TAMAKAWA
MOBILE
玉川村モバイルサイト



この広報紙は環境にやさしいインキを使用しております。